

# 我が社は仕事と育児を両立する社員を積極的にサポートします！

## 社長からのメッセージ

2021年6月、育児・介護休業法が改正され、2022年10月からは育児休業の分担取得および男性の育児休業の取得を促進するための新たな制度「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設されました。女性に限らず男性もこれまで以上に育児休業を取得しやすくなります。男性の育児休業取得により、育児と仕事の両立を経験することで、新たな価値観を身に付けることができます。

職場においても育児休業取得に向け、職場環境の整備へ取り組む中で、業務の見直しによる生産性向上やチームの力量向上に繋がり、会社組織全体から見ても、非常に有意義な取り組みと言えます。

また、当社では、仕事と育児を両立するために育児休業の取得に際して、社員ひとりひとりが様々な働き方をできるようにサポートしてまいります。また、育児休業を申し出たことや取得したことを理由として不利益な扱いをすることはいたしません。妊娠・出産・育児休業に関するハラスメントを一切許しません。

子育て期のワークライフバランスを実現できるよう、全力でサポートします。

代表取締役 塚田 伸二

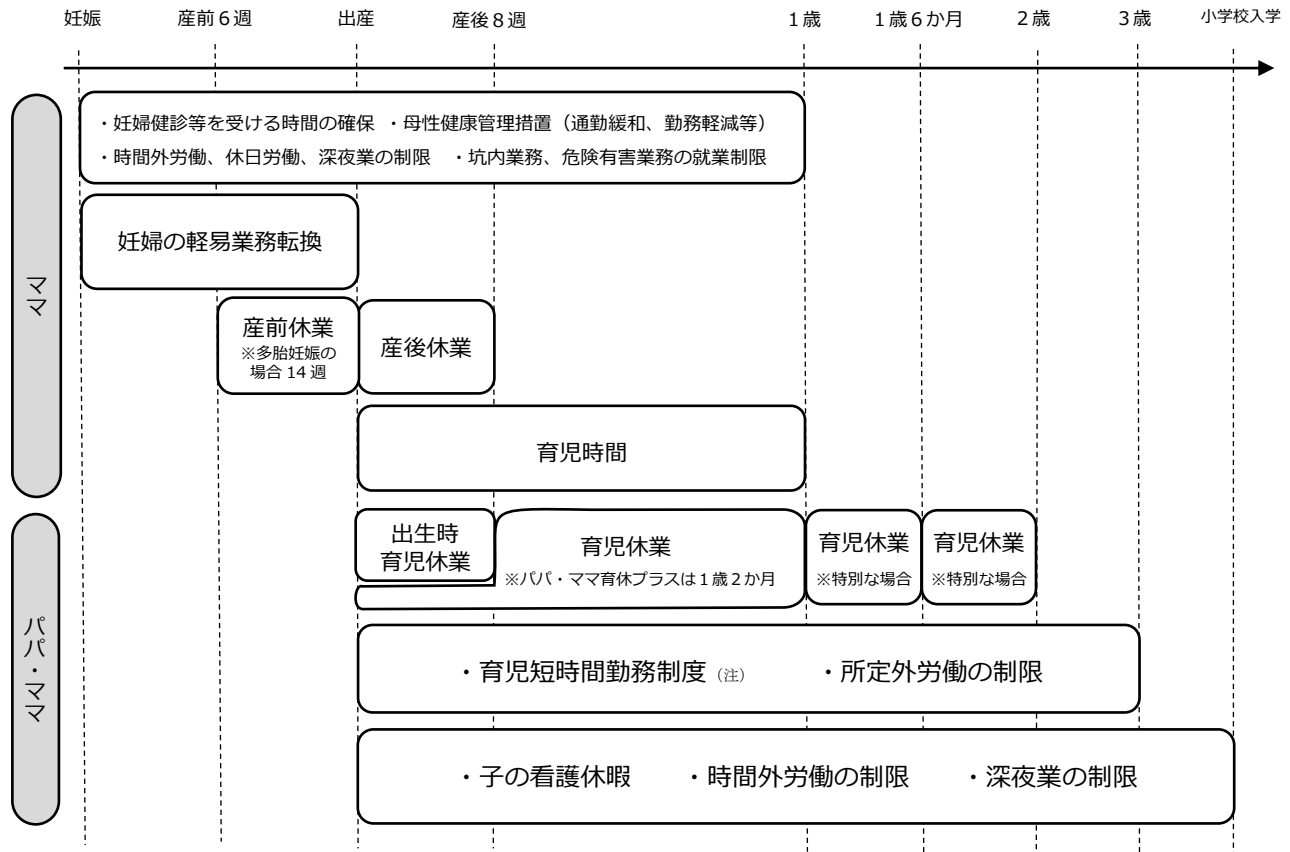
## ～ 育児休業、出生時育児休業を積極的に取得してください！～

そのためにも、

- 仕事と家庭の両立に関する相談窓口を設置します！
- 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした方に対し、個別に制度を周知するとともに育児休業・出生時育児休業の取得の意向を確認します！

## 育児休業、出生時育児休業以外の両立支援制度も積極的にご利用ください！

### 仕事と育児の両立支援制度概要



相談窓口

人事部 石井文恵 (03-6416-3071 )